



無保険車による交通事故に 遭ってしまったら？

弁護士 東麗子

Aさんは、交差点で信号待ちのため停車中に、後からきた車に追突されてしまいました。警察を呼んで、相手方の名前や住所、連絡先を聞いた後、救急車で病院に運ばれ、^{けいついねんさ}頸椎捻挫との診断を受けました。後日、相手方に連絡をし、治療費等を支払って欲しいと話したところ、相手方は、自賠責保険にも任意保険にも入っていない上、今は無職で支払えないということでした。Aさんは治療費を自分で負担しないといけなののでしょうか。

◆—解説

自動車は全て自賠法により、自賠責保険に加入することが義務づけられており、違反した場合は罰則があります。通常は、新車購入の際や、車検の際に必ず加入、更新することになっています。もっとも、稀に車検切れなどの場合に自賠責保険も切れていた、ということがあります。この場合どうしたらいいのでしょうか。

まず、被害者のほうで相手方の自賠責保険の加入の有無を調べることができます。交通事故をおこして警察を呼んだ場合、警察が交通事故証明書を作成します。交通事故証明書には、事故当事者の自賠責保険会社が記載されています。被害者は、自動車安全運転センターでこの交通事故証明書を発行してもらえますので、自賠責保険会社を確認することができます。

では加害者が自賠責保険に入っていないことが明らかになった場合、Aさんはどのような手段をとることができるのでしょうか。本来であれば、加害者本人に賠償義務がありますので、加害者に対して請求するのが筋ですが、加害者に資力がなく、実際には加害者が支払えないことも多いでしょう。そのような場合には、政府補償事業という制度があります。ひき逃げなど加害者不明の場合や、盗難車・無保険車による交通事故で、人損事故の場合に、被害者に対して自賠責保険と同程度の保険金を支払ってくれる制度です。被害者に過失があっても、過失が7割未満であれば全額を、7割以上の場合は2割減額した額を支払ってもらえます。補償事業を委託されている保険会社等に、請求に必要な書類が備えつけてありますので、これを利

用して、必要書類を添付して保険会社に提出します。提出する保険会社はどこでも構いません。自賠責保険よりは時間がかかるようですが、自賠責保険と同じ基準で払ってもらえます。

また、Aさんの側で加入している保険で支払い対象となる保険がないかどうかも検討します。まずは、Aさんが乗っていた車に、人身傷害保険や、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険などの特約がついていないかを確認します。人身傷害保険などは、任意保険に加入している車のうち、70%以上の割合で付帯していることが多く、また過失割合によらずに支払ってもらうことができますので、有用です。

Aさんが乗っていた車に人身傷害保険や、無保険車傷害保険がついていなかった場合でも、AさんやAさんの家族が別の車を保有している場合には、その車に付帯する保険が使えるかを検討します。人身傷害保険や、無保険車傷害保険で、他者搭乗や車外事故に関する特約がついていれば、その自動車に搭乗中の事故でなくても、被保険者として保険金の支払いを受けられる可能性があります。この車外事故特約がついていれば、Aさんが歩行中に、無保険車による交通事故に遭った場合にも利用することができます。

さらに、自動車保険のみならず、健康保険、労災保険、介護保険などを利用して、負担分を減らすことも考えましょう。健康保険は、第三者行為による傷病届を提出すれば、交通事故の場合も使うことができます。

任意保険はおろか、自賠責保険にも加入していない車による交通事故に遭ってしまうことは稀だとは思いますが、一度、自分や家族の加入している保険を確認しておくといよいでしょう。

執筆者プロフィール

東麗子（ひがし・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会） 東京都立大学法学部卒業。
悪徳商法など消費者問題を中心として、幅広く一般民事事件
および刑事事件を取り扱う。
趣味は読書、旅行。